

たくサービスその他の地域社会支援サービス
(パーソナルアシスタンスを含む。)にアクセス
すること。」を確保するものとしている。こ
うした規定を踏まえて、DPI日本会議としては、
障害者自立支援法を土台とし、それに部分的
な修正を施すという「見直し」とどまるも
のではない、「すべての障害者が、自らの判断
の下で、主体的な地域生活を営むことを可能
とする」支援のあり方を追求することを目的
として、「障害者の自立生活、地域社会のイン
クルーシブ化のための社会保障政策研究事業」
をたちあげ、研究活動を行ってきた。この研
究活動は、DPI日本会議常任委員会の下におか
れ、尾上事務局長を責任者とし、東洋大学の
北野誠一さん、山梨学院大学の竹端寛さんの
お二人の協力を得て実施された。イギリスや
アメリカ、スウェーデン、カナダといった国々
の、パーソナルアシスタントサービスを始め
とする、障害者の自立と社会参加を支援する
仕組みに関しては、障害当事者を含む関係者
からのヒアリング等も積極的にやってきた。

これらのヒアリングで得た知識を生かしな
がら、新たな福祉サービスにおける理念・目
的、法の対象、支給決定の仕組み等々を検証
する作業をすすめて、障害者の自立と社会参加
を実現する法制度について検討を重ねてきた。
その成果として、「障害者総合福祉サービス法
(仮称)の実現に向けての提言」をまとめ上げ
ることができた。DPI日本会議としては、この

提言を、障害当事者を始めとする多くの方々
にお示しし、批評を仰ぎたいと考えている。
さらに、この提言の実現をめざして、各政党
を始めとする各方面に積極的な働きかけを強
めていきたい。なお、今回の「政策研究事業」
に多大の関心をお示し下さり、多額のご助成
を賜ったキリン福祉財団に対して、改めて深
く感謝するものである。